

## ●65 歳以上の第 8 期介護保険料（年額）

2021（令和 3）年から 2023（令和 5）年における横手市の介護保険料は、世帯や本人の住民税課税状況や収入などに応じて、10 段階に区分されます。

保険給付にかかる費用の増加に伴って介護保険料は上がりますが、所得の低い方に配慮して第 1～3 段階では、軽減措置を継続します。

表 2021（令和 3）～2023（令和 5）年度における横手市の介護保険料

（単位：円）

保険料 段階	対象者		保険料年額 (保険料割合)	
第 1 段階	本人は住民税非課税	非課税世帯 住民税	生活保護受給者 老齢福祉年金受給者 本人の課税年金収入等が 80 万円以下	22,500 円 (0.50→0.30)
第 2 段階			本人の課税年金収入等が 120 万円以下	37,500 円 (0.75→0.50)
第 3 段階			本人の課税年金収入等が 120 万円超	52,500 円 (0.75→0.70)
第 4 段階		課税世帯 住民税	本人の課税年金収入等が 80 万円以下	67,500 円 (0.90)
第 5 段階			本人の課税年金収入等が 80 万円超	75,000 円 (1.00)
第 6 段階	本人は住民税課税	本人の合計所得金額が 120 万円未満	90,000 円 (1.20)	
第 7 段階		本人の合計所得金額が 120 万円以上 210 万円未満の方	97,500 円 (1.30)	
第 8 段階		本人の合計所得金額が 210 万円以上 320 万円未満の方	112,500 円 (1.50)	
第 9 段階		本人の合計所得金額が 320 万円以上 400 万円未満の方	127,500 円 (1.70)	
第 10 段階		本人の合計所得金額が 400 万円以上の方	142,500 円 (1.90)	

※本表における「合計所得金額」は、合計所得金額から租税特別措置法に規定される長期及び短期譲渡所得に係る特別控除額を控除した額をいう。また、「課税年金収入等」は、前述の「合計所得金額」から課税年金収入に係る所得を控除した額に課税年金収入額を加えた額をいう。